

令和8年度

社会福祉法人 小島保育園

重要事項説明書

重要事項説明書（小島保育園）

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年 9 月第 39 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり説明します。

1 施設の概要

（1）設置者

名称	社会福祉法人 小 島 保 育 園
住所	長崎市上小島4丁目4番15号
電話番号	電話 095-827-5855 FAX 095-827-5830
代表者	理事長 峰 允 男

（2）施設

名称	小 島 保 育 園	
住所	長崎市上小島4丁目4番15号	
電話番号	電話 095-827-5855 FAX 095-827-5830	
施設長	園 長 峰 千 夏	
対象児童	子ども・子育て支援法の定めるところにより2号・3号認定を受けた児童	
定員	2号認定 17人 3号認定 0歳児 3人 1・2歳児 10人 計30名	
開設年月日	昭和52年 4月 1日	
敷地	敷地全体	794.99㎡
	園庭	273.83㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建
	延べ面積	274.12㎡
	保育室等	乳児室 0歳児 32.0 ㎡
		ほふく室 1歳児 19.8 ㎡
		保育室 2歳児 18.6 ㎡
		3歳児 { 37.8 ㎡
		4歳児 { ㎡
	5歳児 37.8 ㎡	
	その他	医務室、便所、調理室、事務室

2 目的及び運営方針

地域の乳幼児の福祉に寄与することを目的とする。

これからの福祉の要求を適切に充足することを第1として、理事長、園長、実践者が一体となって協力をしあえるような場を持ち、また、法の理念に基づき、園児が心身ともに健やかに育成されるよう、入園児の処遇に万全を期し、さらに地域の方々との交流を図るよう努めたい。

3 職員の配置状況

職種	人数	正規職員	非正規	備考
園 長	1	1	0	
副園長	1	1	0	
保育士	4	4	1	
調理員・事務他	5	2	3	

【勤務体制】

職 種	勤 務 時 間 帯	
園 長	勤務時間帯	8:30 ~ 17:30
副園長	勤務時間帯	9:00 ~ 18:00
保育士	勤務時間帯	A 7:00 ~ 16:00
//	勤務時間帯	B 8:00 ~ 17:00
//	勤務時間帯	C 8:30 ~ 17:30
//	勤務時間帯	D 9:00 ~ 18:00
//	勤務時間帯	E 9:30 ~ 18:30
保育補助員	勤務時間帯	F 8:30 ~ 14:00
調理員	勤務時間帯	8:00 ~ 17:00
調理補助員	勤務時間帯	9:00 ~ 14:00

4 開所時間等

(1) 開所時間等

月曜日から土曜日

開所時間 午前 7時 ~ 午後 7時

保育標準時間帯 午前 7時30分~ 午後 6時30分

保育短時間帯 午前 8時30分~ 午後 4時30分

※各時間帯を超えて、開所時間内のお預かりは延長保育となります。

開所時間を越えるお預かりはできませんので、ご了承ください。

(2) 休業日

① 国民の祝日に関する法律に規定する休日

② 日曜日

③ 年末年始 12月29日から12月31日まで
1月2日から1月3日まで

5 利用料金及び納付方法

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

保育料 支給認定を受けた市町が定めた利用者負担額

納付方法 各自、金融機関へお支払いください

(2) 副食費の取り扱い及び納付方法

3歳以上児に係る副食費の徴収をしております。副食費は安全安心な食材（地産地消）を調達し、郷土料理を取り入れながら、児童福祉法に沿った児童の必要摂取量を確保した給食の提供をします。主食についても暖かい米飯及びパンの提供をします。

徴収内容

副食費に含まれるもの 昼食時の副食と3時のおやつ・お茶又は牛乳

副食費 徴収金額 月額 一人 5000円

主食費 徴収金額 月額 一人 1000円

毎月20日までに 徴収袋に現金を入れ職員に手渡してください。

※ 副食費・主食費の注意事項として

長期欠席も全額徴収します。

※ 近年の物価高騰が続き、徴収金額の変動する場合があります。

(3) 延長保育料

朝の延長 7時00分～7時30分 30分ごとに100円（保育標準時間）

保育短時間の方は7時00分～8時30分まで30分ごとに100円

夕方の延長

保育短時間

16時30分から18時30分まで30分ごとに300円

18時30分～19時00分 300円

19時00分～19時30分 1000円

月末に利用分を集計し翌月に集金いたします。

（延長料金は退室する時間を記録し、徴収します）

(4) その他実費に係る利用者負担等

（1）に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を実費負担していただきます。

- ・保険（スポーツ振興）
- ・体操服 夏・冬用上下 ・帽子・通園バッグ等
- ・行事に係る費用 ・外部指導講師料
- ・父母の会活動費を父母の会が徴収します。

6 利用の終了について

以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ① 利用児童が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

7 嘱託医等

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関名	はらだキッズクリニック
院長名	原 田 定 智
所在地	長崎市尾上町8-44酒井クリニックビル4階
電話番号	095-825-2177

(2) 歯科

医療機関名	中 村 歯 科
院長名	中 村 司
所在地	長崎市田上2丁目6番5号
電話番号	095-828-1166

8 「 緊急時の対応 」

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合は、保護者の指定（緊急連絡票に記載）する医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。
 なお、緊急連絡先等へ連絡がつかなかった場合は、当保育園の嘱託医に受診することがあります。

「 保育中の怪我や事故について 」

お預かりしている児童が怪我や事故にあった場合、保護者へ連絡すると共に病院受診をします。病院ではマイナンバーカード（保健証）と医療受給者証が必要となりますので、恐れ入りますが病院までお越し頂きます。これがない場合は当日及び近日中に病院まで受給者証をご提示いただきます。

9 要望・苦情等に関する相談窓口

次のとおり、要望・苦情に係る窓口を設置しています。

当園における 相談窓口	受付担当者	主任保育士 野口 砂織
	利用時間	7:30 ~ 18:30
	電話番号	095-827-5855
	FAX	095-827-5830
第三者委員	林 田 政 春	連絡先省略
	桑 原 玄 治	連絡先省略

※窓口のほかに、園内に要望・苦情に係る「意見箱」を設置しております。

10 非常災害時の対応

非常時の対応	別途定める消防計画書により対応します	
防 災 設 備	・自動火災報知機	有
	・ガス漏れ報知器	有
	・非常警報装置	有
避難・消火訓練	毎 月 1回	
不審者訓練	年 1回 以 上	

災害発生時に避難が必要な場合は避難場所として小島中学校に避難します。
緊急一斉メール送信でお知らせいたしますので必ず確認して確認ボタンを押してください。連絡がとれたかの確認をします。

1.1 利用者に対しての保険等

保険の種類	日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」
保険の内容	施設の管理下での災害に対する給付
保険金額	350 円（年額）（自己負担額240円）

1.2 保健に関する事項

- (1) 感染症に関しましては国が示すガイドラインに基づく対応をさせていただきます。
インフルエンザやウイルス性の風邪や嘔吐・下痢の場合対応及び処置については保健だよりや、お知らせでお伝えします。

※ 吐しゃ物のついた衣類は 2 次感染を防ぐためにそのままビニール袋に入れ保護者の方にお返しします。

(2) 薬について

虫刺され（蚊）の時には園ではムヒベビー・オイラックスを使用します。また擦り傷などの時は患部の水洗いのみ行います。状態によってはワセリンを塗布することがあります。

熱が高い時にはお迎えまでの間、冷えピタシートを使用することがあります。

※ 上記について使用を避けたい方は主任までお知らせください。

与薬について

薬服用の間違いがあってはいけませんので園では与薬をいたしません。

受診された際に朝夕の服用をお願いします。

※ 皮膚炎の薬は市販のものはお預かりいたしません。病院で処方された分のみお預かりいたします。

令和 8 年 4 月 1 日より適用します

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育所名 小 島 保 育 園

説明者 職名 園 長 峰 千 夏

(公印省略)

私は、本書面に基づいて小島保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、
同意しました。

令和 年 月

児童氏名_____

児童氏名_____

児童氏名_____

児童氏名_____

保護者住所_____

保護者氏名_____

児童から見た続柄 _____